

第1回_高齢者福祉医療戦略会議（H24.2.3開催）

小牧市市政戦略会議の組織及び運営に関する要綱

〔平成24年1月31日〕
〔23小市政第219号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、小牧市市政戦略本部設置要綱（平成23年6月28日23小市政第141号。以下「本部設置要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、小牧市市政戦略会議（以下「戦略会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 戦略会議は、主要課題ごとに設置する。

2 戦略会議は、中長期的な視点に立った主要課題に関する議論を行う。

（組織）

第3条 戦略会議は、別に定める者をもって組織する。

（運営）

第4条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）を円滑に進行させ、議論を引き出すため、会議にコーディネーターを置く。

2 戦略会議の委員が必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 戦略会議の庶務は、市長公室市政戦略課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。